

(参考) 今回の違反事案に係る化審法関係規定の概要

○ 新規化学物質に係る製造等の届出

- ・ 新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、事前に国に届け出なければならない。ただし、試薬としての製造・輸入や、環境汚染の可能性が低いことについて一定の条件を満たす場合（中間物等）などいくつか例外（届出不要）あり。【第3条第1項】
- ・ 届出があった場合、国において当該化学物質に係る審査を行う。

○ 中間物等の製造確認

- ・ 新規化学物質が、全量が他の化学物質に変化する化学物質（中間物）等であり、その予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染を生じるおそれがないものである旨の確認を3大臣から受けた場合、第3条第1項の届出を行うことなく製造・輸入が可能。【第3条第1項第4号】
- ・ 3大臣は、中間物の製造確認を受けた者が、不正の手段によりその確認を受けた場合には、当該確認を取り消さなければならない。【第3条第3項第1号】